

震災対策検証委員会災害医療分科会設置要綱

(設置)

第1条 震災対策検証委員会設置要綱第5条の規定により、震災対策検証委員会に災害医療に関する事項を検証・点検するため、災害医療分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 大規模震災における災害医療対策について、岐阜県地震災害等医療救護計画が適切であるか検証・検討を行うことに関する事務
- 二 その他、上記に付随する事務

(組織)

第3条 分科会の委員は、別添のとおりとする。

- 2 分科会には座長を置き、座長は委員長が指名する。
- 3 座長は、分科会の事務を主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会議の招集)

第5条 分科会の会議は、座長が招集する。

- 2 その他、座長は分科会委員以外の者に対して、必要に応じて分科会への参加を要請することができる。

(事務局)

第6条 震災対策検証委員会設置要綱第5条第2項の規定により、分科会の事務を処理するため、岐阜県健康福祉政策課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事その他の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

(別添)

委員

〈消防関係〉

足立 尚司 岐阜市消防本部消防長（県消防長会会長）

川島 和美 郡上市消防本部消防長

〈災害医療関係〉

野田 俊之 県総合医療センター救命救急センター長

白子 隆志 高山赤十字病院救命救急センター長

小倉 真治 岐阜大学大学院教授（救急・災害医学分野）

〈医療関係〉

松波 英一 (社)岐阜県病院協会会長

堀部 廉 (社)岐阜県医師会常務理事（救急担当）

山村 均 (社)岐阜県精神科病院協会会長

西脇 孝彦 (社)岐阜県歯科医師会理事（災害医療担当）

加藤 正純 (社)岐阜県薬剤師会（防災対策委員長）

橋本 波枝 (社)岐阜県看護協会会長

計 11 名